

2018年1月22日に一般監理事業団体の認可を取得しました！！

監理団体の許可には、「一般監理事業」と「特定監理事業」の2区分があります。「一般監理事業」の許可を受けるためには、優良要件適合における高い水準を満たす必要があります。第1号から第3号までの全ての段階（最長5年）の技能実習に係る監理事業を行うことができるようになりました。

なお、実際に技能実習を行う実習実施者（受け入れ企業）においても、優良の認定を受けることにより、最長5年の滞在と共に、技能実習生の受け入れ人数枠を2倍に拡大することが可能となります。

実習生の検定合格のご報告

株式会社プラーナル、株式会社ライズエンジニアリングから各2名ずつ、3級技能検定に合格しました！！

フリーダイヤルを開設しました！！



いいな、くみあい
0120 - 117 - 931

※実習生のための専用フリーダイヤル

栗林公園にて
日本文化に
ふれあう実習生たち

